

- 被疑者取調べ適正化のための監督に係る点検及び指導に関する実施細目
(平成23年3月31日警察庁訓令第3号)

施行：平23.3.31

改正：平31.4.1警庁訓7

(重点項目)

第1条 長官官房総務課長は、毎年度、被疑者取調べの監督業務の実情を踏まえ、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）第12条第1項各号に掲げる事項に関する点検及び指導（以下「指導等」という。）の重点項目を定めるものとする。

(実施職員)

第2条 指導等は、次に掲げる職員が実施するものとする。

- (1) 内部部局にあっては、長官官房審議官、長官官房総務課長及び長官官房総務課取調べ監督指導室に所属する警視以上の階級にある警察官
- (2) 地方機関にあっては、次に掲げる者
 - ア 警務課長又は警務・監察課長
 - イ 警務課又は警務・監察課に所属する警視以上の階級にある警察官
 - ウ ア又はイに掲げる者のほか、管区警察局長が必要と認める場合にあっては、総務監察部若しくは総務監察・広域調整部又は四国警察支局に所属する警視以上の階級にある警察官

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平31.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。